

第29回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召集 令和4年12月23日(金) 16時30分
第29回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開会 令和4年12月23日(金) 16時21分

3. 閉会 令和4年12月23日(金) 17時14分

4. 出席委員

1 番 青柳	2 番 山口	3 番 馬場	4 番 星	5 番 尾崎
6 番 田中	7 番 泉	8 番 東城	9 番 岩井	10 番 市村
11 番 波多野	12 番 菅野	13 番 佐藤	14 番 小池	15 番 菱川
16 番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 2番—山口委員

6. 議事録署名委員 15番—菱川委員 1番—青柳委員

7. 付議議件
議案第 132 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
議案第 133 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 134 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 135 号 斜里町農用地利用集積計画案の承認について
議案第 136 号 農地中間管理機構への買入協議の要請について
議案第 137 号 土地の現況地目証明願いについて
議案第 138 号 斜里町農業委員会の委員改選に関する申し合わせについて

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊藤 智哉
事務局 笠谷 俊介
廣島 蓮

9. 会議の概要

事務局	<p>第 29 回斜里町農業委員会総会を開催いたします。 本日、欠席委員は2番－山口委員となっております。 出席委員は 16 名中 15 名で定数に達していますので農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立しております。</p>
議長	<p>それでは第 29 回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。 日程 1、議事録署名委員に、15 番－菱川委員、1 番－青柳委員を委嘱します。 日程 2、議案第 132 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 132 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について 下記のとおり提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。 番号1、関係の土地については、字来運 1 筆、地目畑、面積は 17,831 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は記載のとおりとなっております。 番号2、関係の土地については、字峰浜 1 筆、面積 24,791 m²、地目畑となっており、他 1 筆は記載のとおりで合計面積は 59,041 m²となっております。利用権の種類は3条の賃貸借。また、契約期間、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は記載のとおりとなっております。 番号3、関係の土地については、字朱円 1 筆、面積 49,332 m²、地目畑となっており、他 1 筆は記載のとおりで合計面積は 98,697 m²となっております。利用権の種類は 3 条の賃貸借。また、契約期間、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は記載のとおりとなっております。 番号4、関係の土地については、字以久科北 1 筆、面積 45,705 m²、地目畑となっており、他 1 筆は記載のとおりで合計面積は 47,428.75m²となっております。利用権の種類は賃貸借。また、契約期間、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は記載のとおりとなっております。 別紙の合意解約書の写しの確認もお願いします。以上です。</p>
議長	<p>合意解約通知について確認決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>よろしいです。</p>
議長	<p>それでは決定とします。 日程 3、議案第 133 号農地法第 3 条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 133 号農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>

農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請に係る次の者の申請について審議を求める。

区分1、関係の土地については字朱円東1筆、他1筆。地目については記載のとおり、合計面積は59,041㎡、申請の理由は貸人が所有地を自作しないため賃貸する。借人が経営規模拡大のため賃借するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分2、関係の土地については字朱円2筆、地目については記載のとおり、合計面積は98,697㎡、申請の理由は貸人が所有地を自作しないので賃貸する。借人は経営規模拡大のため賃借するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分3、関係の土地については字大栄2筆、地目については記載のとおり、合計面積は62,995㎡、申請の理由は貸人が離農のため賃貸する。借人は法人経営のため借り受けするとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分4、関係の土地については字以久科南2筆、地目については記載のとおり、合計面積は38,070㎡、申請の理由は貸人が離農のため賃貸する。借人は経営規模拡大のため賃借するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分5、関係の土地については字美咲3筆、地目については記載のとおり、合計面積は46,599㎡、申請の理由は貸人が所有地を自作しないため賃貸する。借人は経営規模拡大のため賃借するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分6、関係の土地については字美咲3筆、地目については記載のとおり、合計面積は34,732㎡、申請の理由は貸人が所有地を自作しないため賃貸する。借人は経営規模拡大のため賃借するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分7、関係の土地については字以久科北2筆、地目については記載のとおり、合計面積は47,428.75㎡、申請の理由は譲渡人が所有地を自作しないので譲渡する。譲受人は経営規模拡大のため譲受するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

位置図については1、2番が経営移譲のため省略、3、4番は次項記載、位置図5～7番は次項記載となっています。

現地調査については1、2番が12月21日(水)小池委員、田中委員、泉委員で行っています。3、5、6番は12月21日(水)馬場委員、岩井委員、尾崎委員で行っています。4、7番は12月21日(水)佐藤委員、波多野委員、星委員で行っています。

別紙の農地法第3条調査書のとおり、農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いづれも該当なしとなっていますのでこちらも併せて確認をお願いします。以上です。

議長

区分1、2の現地確認委員、小池委員どうでしたか。

小池委員	問題ありません。
議長 全員	区分 1、2 を決定してよろしいですか。 異議なし。
議長	区分 1、2 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分 3、5 の現地確認委員、馬場委員どうでしたか。
馬場委員	問題ありません。
議長 全員	区分 3、5 について決定してよろしいですか。 異議なし。
議長	区分 3、5 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分 4、7 の現地確認委員、佐藤委員どうでしたか。
佐藤委員	問題ありません。
議長	区分 6 は島田委員の案件になりますので退席をお願いいたします。 (島田委員退席) 区分 6 の現地確認委員、馬場委員どうでしたか。
馬場委員	問題ありません。
議長 全員	区分 6 について決定してよろしいですか。 異議なし。
議長	区分 6 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 (島田委員着席)
議長	ここで休憩とし、日程 9 その他、協議・報告事項(1)の説明をお願いします。 (一時休憩) ここで休憩を解き日程 5、議案第 118 号農地法第 5 条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事務局	<p>日程4、議案134号農地法第5条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p> <p>議案第134号農地法第5条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。 区分1、関係の土地については字大栄1筆、地目畑、面積は174㎡申請の理由については農家用住宅の建設、転用の概要については記載のとおりとなっております。 位置図は同頁記載のとおり、現地確認は12月21日(水)岩井委員、馬場委員、山口委員で行っています。 別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認をお願いします。以上です。</p>
議長	<p>現地確認委員の岩井委員どうでしたか。</p>
岩井委員	<p>問題ありません。</p>
議長	<p>問題なしということで決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>農地転用許可申請に係る審査表の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 日程5、議案第135号斜里町農用地利用集積計画案の承認について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第号斜里町農用地利用集積計画案の承認について</p> <p>(1)所有権の移転関係</p> <p>番号1、関係の土地については、字以久科北3筆、地目畑、合計面積は54,381㎡、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡したい、譲受人は農地売買支援事業のため譲受するとなっております。価格については13,362千円、反当り245千円となっております。幹旋委員は佐藤委員長、波多野副委員長、菅野委員、星委員、崎田委員で行なっています。</p> <p>番号2、関係の土地については、字川上1筆、地目畑、面積は23,746㎡、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡したい、譲受人は経営規模拡大のため譲受するとなっております。価格については7,812千円、反当り329千円となっております。幹旋委員は馬場委員長、岩井副委員長、尾崎委員、島田委員、山口委員、東城委員、澤田委員で行なっています。</p> <p>番号3、関係の土地については、字来運2筆、地目畑、合計面積は18,670㎡、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡したい、譲受人は経営規模拡大のため譲受するとなっております。価格については4,088千円、反当り219千円となっております。幹旋委員は馬場委員長、岩井副委員長、尾崎委員、島田委員、山口委員、東城</p>

	<p>委員、澤田委員で行なっています。</p> <p>番号4、関係の土地については、字豊里2筆、地目畑、合計面積は37,205㎡、申請の理由については譲渡するため譲渡したい、譲受人は新規営農のため譲受となっています。価格については2,041千円、反当り55千円となっています。</p> <p>番号1～4の位置図については次頁に記載となっています。</p> <p>別紙、農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書も確認をお願いします。</p> <p>(2)利用権の設定関係</p> <p>番号1、関係の土地については字来運1筆、地目畑、面積は1,794㎡、利用権の種類は賃貸借、期間は公告日から令和6年11月30日まで、借賃は反当たり11,000円、支払方法は記載のとおりとなっています。</p> <p>位置図について1番は同頁となっています。</p> <p>別紙に利用集積更新の賃貸借の一覧を添付しています。38件ありますので確認をお願いします。位置図については継続更新のため省略となっています。</p> <p>別紙、農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認もお願いします。以上です。</p>
議長	<p>(1)所有権の移転関係1から4及び、(2)の利用権の設定関係について1から39番まで決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>日程6、議案第136号農地中間管理機構への買入協議の要請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第136号農地中間管理機構への買入協議の要請について</p> <p>農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について審議を求める。</p> <p>区分1、関係の土地については字以久科南2筆、地目は記載のとおり、合計面積は48,920㎡、幹旋申出日は令和4年10月14日、幹旋委員は佐藤委員長、波多野副委員長、菅野委員、星委員、市村委員、崎田委員で行っています。</p> <p>位置図は同頁記載となっております。以上です</p>
議長	<p>区分1について決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>

議長	<p>異議なしと認め決定します。</p> <p>日程 7、議案第 137 号土地の現況地目証明願いについて説明をお願いします。</p>
事務局	<p>日程 7、議案第 137 号土地の現況地目証明願いについて次の申請について審議を求める。</p> <p>番号 1、関係の土地については字中斜里 2 筆、公簿、現況地目は記載のとおり、合計面積は 418 m²、証明を必要とする理由については、地目変更登記申請のためとなっています。</p> <p>位置図については同頁に記載のとおりとなっています。</p> <p>現地確認については 12 月 21 日(水)岩井委員、馬場委員、山口委員で行っています。以上です。</p>
議長	<p>現地確認委員、岩井委員どうでしたか。</p>
岩井委員	<p>問題ありません。</p>
議長	<p>問題なしということで決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>日程 8、議案第 138 号斜里町農業委員会の委員改選に関する申し合わせについて説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 138 号斜里町農業委員会の委員改選に関する申し合わせについて令和 5 年 7 月に行われる斜里町農業委員会の委員改選に関し、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)、斜里町農業委員会の改選に関する規則(平成 29 年農委規則第 2 号。以下「規則」という。)の定めによるもののほか、必要な事項について下記のとおり申し合わせる。</p> <p>1 番、農地利用最適化推進委員は委嘱しない。</p> <p>理由、遊休農地の面積が農地面積の 100 分の 1 以下であり、かつ認定農業者等がその耕作の事業に供している面積が農地面積の 100 分の 70 以上であるため。</p> <p>2 番、規則第 2 条第 1 項 1 号に規定する「町内の地区」を次のとおりとし、当該地区に対して候補者の推薦を求める。</p> <p>内容については、表に記載のとおりとなっています。</p> <p>3 番、規則第 2 条第 1 項 2 号に規定する「団体」を次のとおりとし、当該団体に対して候補者の推薦を求める。団体名は記載のとおりです。以上です。</p>
議長	<p>委員改選に関する説明がありましたが、このとおりの改選内容でよろしいですか。</p>

全員	異議なし。
議長	異議なしと認め決定します。 ここで休憩とし、日程 8 その他、協議・報告事項をお願いします。 (一時休憩) 本会議に戻し、全体を通して何かありませんか。
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第 29 回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和 4 年 1 2 月 2 3 日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員

議事録署名委員